

いじめの重大事態に関する調査報告書の公表について

(公表ガイドライン)

令和6年4月1日

令和7年4月改定

浜松市教育委員会

目次

1. 公表ガイドラインについて.....	1
2. 公表の意義と弊害、浜松市教育委員会における公表の可否の決定について	1
(1)文部科学省の考え方.....	1
(2)公表の意義と弊害.....	1
(3)浜松市教育委員会における公表の可否の決定について	2
3. 関係者に対する意向確認について	2
(1)対象児童生徒・保護者	2
(2)その他の児童生徒及びその保護者	2
4. 公表する場合の方法及び内容について	2
(1)公表方法	2
(2)公表資料	3
(3)個人情報保護の考え方	3
(4)公表する期間.....	3

1. 公表ガイドラインについて

この公表ガイドラインは、浜松市教育委員会（以下「市教委」という。）が、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査報告書（以下「調査報告書」という。）の公表にあたり、その基本的方針等を示すものである。この公表ガイドラインにおいて「対象児童生徒」とは、“いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている”疑いがある児童生徒をいう。

なお、今後の公表の状況やいじめに関する社会的評価などを踏まえ、必要に応じて公表ガイドラインの見直しを図ることとする。

2. 公表の意義と弊害、浜松市教育委員会における公表の可否の決定について

(1)文部科学省の考え方

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省令和6年8月改訂版。以下「文科ガイドライン」という。）では、「調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい」としている。

(2)公表の意義と弊害

ア 公表の意義

- ・社会全体でいじめの問題を考えていく契機となり、市民とともに、再発防止を含むいじめ防止対策に資すること
- ・市民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげること
- ・学校や市教委が、当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正、かつ、適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てること
- ・調査組織の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つこと

イ 公表することによる関係当事者への弊害

- ・同じ学校の児童生徒・保護者や地域住民等が閲覧することで、個人が特定されたり、人間関係の状況等を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じる可能性があること
- ・対象児童生徒及びいじめを行った児童生徒と周囲の児童生徒・保護者等との関係に影響が出て、対象児童生徒の登校再開や立ち直り、当事者間の関係修復等の支障となる可能性があること
- ・インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起これば、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童生徒の成長を阻害する可能性があること

- ・その後の重大事態に関する調査において、調査対象者に防衛機制が働き、聴き取り調査等への非協力的な態度や回答内容に変節が生じるなど、真実の把握が難しくなること

(3)浜松市教育委員会における公表の可否の決定について

市教委は、対象児童生徒・保護者の公表の意向や、公表における意義と弊害を総合的に十分に考慮し、調査報告書を公表する。

なお、対象児童生徒・保護者が公表を望まない場合には、原則として調査報告書の公表は行わない。

3. 関係者に対する意向確認について

(1)対象児童生徒・保護者

文科ガイドラインには、「対象児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことが、学校の設置者又は学校に求められている。」と記されており、対象児童生徒に、公表についての意義と弊害、市教委の方針を説明し、公表の意向について確認する必要がある。

「いじめ」は児童生徒自身の身近な問題であることから、対象児童生徒の発達段階や特性を踏まえて、本人にも丁寧に説明し、意向を確認する。なお、確認にあたっては、対象児童生徒と保護者のうち、どちらかが公表を望まない場合は、原則として非公表とする。

対象児童生徒・保護者からの所見をまとめた文書について、提出の意向を確認し、提出する場合には1か月以内を目安として提出するように依頼することとする。

(2)その他の児童生徒及びその保護者

文科ガイドラインには、「学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査説明書の内容について説明を行う」とあるが、対象児童生徒・保護者以外の意向を確認することは示されていない。

しかし、いじめの具体的内容は、対象児童生徒・保護者の情報であると同時に、他の関係児童生徒・保護者の情報でもあるため、公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することが、学校が行ういじめを行った児童生徒への指導等、その他児童生徒の学校生活に支障をきたすことがないよう配慮する。

4. 公表する場合の方法及び内容について

(1)公表方法

調査報告書の公表は、原則として、市議会の常任委員会における説明及び浜松市公式ホームページへの掲載により行うものとする。

(2)公表資料

公表資料は、調査報告書とするが、個人情報保護法その他関係法令に基づいた対応を行う。なお、公表する調査報告書には、附属資料を含まないものとする。

(3)個人情報保護の考え方

公表資料における個人情報保護についての考え方については、文科ガイドラインでは、「個人情報保護法その他関係法令に基づいて対応することが必要である。」としている。

浜松市では、浜松市情報公開条例の規定に準じて公表を行うこととなるが、公表内容の検討を行う際、個人情報保護法の趣旨を踏まえた対応をする必要がある。

参考条文（非公開情報とされる個人情報）

○浜松市情報公開条例第7条第2号

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

調査報告書の公表は、対象児童生徒及びいじめを行なった児童生徒にとっては大衆の目を向けられるなど日常の社会生活に支障が生じる可能性がある。また、一旦、メディア媒体やインターネット上のサイト等に載ると、これらの記録を削除することは容易ではなく、社会の様々な立場の者から関心を持たれることにつながる。このため、これらのことも踏まえて公表内容について検討する。

(4)公表する期間

公表期間は、公表開始日から6か月を基本とする。ただし、公表期間中に、対象児童生徒側の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止することとする。

また、非公表と決定し、又は公表を中止した後の再検討は、原則として行わない。